別表２

　補助対象経費の説明

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内　容 | 説　　　　　明 |
| 事業拠点費 | 設備費 | 　この費用は、事業の拠点となる建物（事務所、店舗、工場、倉庫など）に係る費用で、当該不動産の取得費以外の経費で以下のものが対象となる。　　内壁のクロス張り替え・塗装、間仕切りなどの造作工事や外壁の塗装など　　の内・外装工事、屋内の電源・照明用の配線工事、換気や冷暖房用の空調　　設備工事、上下水道（給排水）工事、衛生設備、自動ドア設置などに要す　　る費用　なお、建物の賃貸に係る家賃は１２ヶ月を上限として対象とします。（礼金、敷金は除く）　また、ロイヤリティーなどは対象外です。 |
| 機　械器具費 | 　起業に必要な機械装置、車輌運搬具、工具器具備品などの購入費及びリース料（上限１２ヶ月）が対象。具体的には以下のとおり。＜機械装置＞　　ＮＣ旋盤など各種製造用機械及び装置並びにその付属設備　　ブルドーザー、パワーショベルなど＜車輌運搬具＞　　自動車（乗用車、貨物自動車）、二輪車、フォークリフト、クレーン車な　　どの陸上運搬車輌 |
| 什器・備品費 | ＜工具器具備品、什器・備品＞　　ドリルなどの工作工具、応接セットやコピー機、パソコンなどの備品類で、　　単価３万円以上のものが対象。　　事務消耗品は対象外。 |
| 構築物費 | 　構築物とは、土地の上に固定した建物以外の土木設備又は工作物をいい、具体的には以下の例のとおりです。　　広告塔、野立て看板、（アスファルト、コンクリート）舗装、塀、煙突、　　キャノピー（建物に接続していないものに限る）。 |
| 人材育成費 | 研修費等 | 　研修会等の開催場所が社内であるか、社外であるかを問わず、従業員をそのスキルアップのために参加させる研修会等への参加費（受講料、国内旅費、講師謝礼、資料代、委託費等）として支出する費用が対象。　なお、従業員の教育についてコンサルティング会社に委託する場合については、その委託契約期間が補助対象期間内（年度内）に完了することが必要です。 |
| 広告宣伝費 | 新　聞広告費等 | 　ホームページ作成、新聞・雑誌広告掲載、テレビ・ラジオＣＭ、ポスター・パンフレット・チラシ製作費やＤＭ発送料などの広告・宣伝に要する経費。　展示会などに出展するための費用（参加費、ブース料、会場までの旅費等）、試供品、見本品などの製作費。 |
| 人件費 | 給与、手当等 | 　起業にあたり、新たに雇い入れる者（市内に勤務すること。一時的に短期間雇用する者も含む）で雇用保険に加入している（加入する）者への給与・各種手当（家族手当、職務手当、賞与等）の基本支給額が対象（対象期間は最大で１２ヶ月）。　なお、事業主及び家族専従者の給与、法人の場合における役員報酬は対象外。 |
| 備考　営業権や特許権等工業所有権などの無形固定資産の取得は対象外です。　旅費は交通費及び宿泊費のみです。（日当は対象外です。） |

－６－